

議会のデジタル化について

1 経緯

昨年度の議会改革検討会議での検討結果を踏まえ、オンライン化が可能となった議会に係る手続について、利用する電子情報処理組織等の検討を進める。

- 【令和5年度議会改革検討会議における検討結果】
- 地方自治法の改正によりオンライン化が可能となった議会に係る手続については、従前の書面による手続の併存も考慮した上で、オンライン化する方向で検討を行い、オンライン化の方針をまとめた。
 - 手続に係る実務面については、令和6年度に手続ごとに関係する会議体で検討することとした。
 - 利用する電子情報処理組織の整理についても、令和6年度に検討することとした。

2 検討事項

(1) 昨年度オンライン化の方針を決定した下表の手続について、利用する電子情報処理組織等の検討をすることとしたい。

議長と議員間に係る手続	根拠条文
欠席議員に対する招状の発出	地方自治法第137条
欠席届の提出	会議規則第10条第1項
資格決定要求書	会議規則第118条
資格決定の通知	会議規則第123条

(2) オンライン化について方針が未定である下表の手続について、オンライン化（書面による手続と併用）の方針を検討することとしたい。

議長と議員間に係る手続	根拠条文	備考
資産公開に係る手続 （資産等報告書、 資産等補充報告書、 所得等報告書、 関連会社等報告書）	政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例第2～4条	令和5年度の検討時には保留としていたが、他府県で既にオンライン化されており、本県議会において導入しても特段支障はないと考えられることから、再検討することとしたい。
議員の請負に係る手続 （請負状況等報告書）	神奈川県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条	令和6年度から制度化された「神奈川県議会議員の請負の状況の公表に関する規程」に基づく報告について、オンライン化の方針を検討することとしたい。

3 条例の適用範囲について

令和5年度の議会改革検討会議において、議長と議員の間の手続に係る適用の可否など、「神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の適用対象の不明確な部分について、条例所管課と引き続き調整を行うとしていた。

このことについて、関係所属（デジタル戦略本部室及び政策法務課）との調整の結果、当該条例の運用解釈で適用できるものと確認した。

4 検討スケジュール（想定）

9月25日	一般質問3日目	検討事項の整理
10月15日	採決日	検討事項の確認、電子情報処理組織についての説明
11月18日	議会運営委員会開催日	利用する電子情報処理組織についての案の提示
11月25日	提案説明日	利用する電子情報処理組織についての協議
12月5日	付託日	報告書案の提示
12月18日	議会運営委員会開催日	報告書案の協議